

感染症法改正案に反対する声明

2021年1月26日

内閣総理大臣 菅 義 偉 殿

厚生労働大臣 田 村 憲 久 殿

薬害肝炎全国原告団

薬害肝炎全国弁護団

私たちは、フィブリノゲン製剤及び血液凝固第IX因子製剤などの血液製剤の投与によりC型肝炎ウイルスに感染した被害者・遺族等の団体及びその弁護団です。2002年からの集団訴訟を経て、2008年に国との基本合意を締結、「特定フィブリノゲン製剤及び特定血液凝固第IX因子製剤によるC型肝炎感染被害者を救済するための給付金の支給に関する特別措置法」が制定されましたが、その後も、薬害肝炎問題の全面解決を目的に、薬害再発防止、肝炎対策実現などに取り組んでいます。

私たちは、2021年1月22日に閣議決定された、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」の改正案(以下「感染症法改正案」という)に強く反対します。

感染症法改正案では、新型コロナウイルス感染症対策として、患者が入院措置に応じない場合や、積極的疫学調査に応じない場合等について罰則を科すとしています。

しかしながら、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止は、感染症法の前文に掲げられた人権尊重の理念のもと、患者・感染者を罰則によって取り締まることによってではなく、安心して入院や治療を受けることができる医療体制や検査・調査体制の整備、十分な情報提供と理解、そして、相互の信頼に基盤をおいた対策によって実現されるべきです。

かつて、エイズ予防法は、HIV感染予防を標榜して、罰則をもって患者を取り締まり、エイズ患者や血友病患者とその家族に対する差別や偏見を著しく助

長しました。また、ハンセン病患者は、らい予防法に基づく強制隔離政策によって、社会から排除され、差別や偏見の中、筆舌に尽くしがたい苦難の人生を強いられました。

現行の感染症法は、これらの過ちに対する反省に立って「過去にハンセン病、後天性免疫不全症候群等の感染症の患者等に対するいわれのない差別や偏見が存在したという事実を重く受け止め、これを教訓として今後に生かすことが必要である」、「感染症の患者等の人権を尊重しつつ、これらの者に対する良質かつ適切な医療の提供を確保し、感染症に迅速かつ適確に対応する」（前文）と明記して制定されたものです。

罰則をもって感染者を取り締まる感染症法改正案は、この歴史的教訓に学ばず、感染者・患者の基本的な人権を脅かすものです。ウイルス性肝炎感染被害者として差別偏見を受けた経験を有し、現在においても差別偏見の解消について取り組む私たちにとっては、到底看過できるものではありません。

そもそも、新型コロナウイルス感染症が入院拒否等によって拡大したという事実はなく、刑罰をもってこれを取り締まるのが感染拡大防止に資するといえる根拠が見いだせません。また、新型コロナウイルス感染症については、医学的にも未解明な点が多く、入院先の確保を含め適切な医療の供給体制が確保されているとは言い難い現状にあります。このような環境下で、罰則をもって入院等を強制しようとするものの不合理は明らかです。

よって、感染症法改正案に対し強く反対し、見直しを求めます。